

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年11月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000049号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000028号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成28年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月の標準報酬月額については、41万円から44万円とする。

平成28年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 A社における平成28年10月1日から平成30年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年10月から平成30年2月までの標準報酬月額については、41万円から44万円とする。

平成28年10月から平成30年2月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年9月1日から同年10月1日まで
② 平成28年10月1日から平成30年3月1日まで

A社における平成28年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)が誤って提出されたため、同年9月の標準報酬月額が41万円と記録され、産前産後休業期間及び育児休業期間である同年10月以降の標準報酬月額も41万円と記録されている。

また、事業主が標準報酬月額を44万円に訂正する算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に提出したため、保険給付の対象とならない標準報酬月額として記録されている。

調査の上、両請求期間の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額とは厚生年金保険法第75条本文該当の標準報酬月額として、44万円（保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は41万円）であることが確認できる。

一方、事業主から提出された賃金台帳により、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成28年4月及び同年5月の報酬月額に見合う標準報酬月額は44万円であり（平成28年6月は支払基礎日数が17日未満であったため、標準報酬月額の決定の基礎とならない。）、厚生年金保険料についても、44万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間①に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成28年9月の標準報酬月額を41万円から44万円に訂正する算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年4月3日に年金事務所へ提出し、44万円の標準報酬月額に見合う保険料を納付していないことを認めているため、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録において、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額は、41万円と記録されていたところ、事業主は、請求者の平成28年及び平成29年の算定基礎届に係る事務処理を誤ったとして、請求期間②に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年4月3日に、平成28年及び平成29年の定時決定における標準報酬月額を41万円から44万円に訂正する算定基礎届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正後の標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

一方、オンライン記録により、A社の事業主は、平成28年10月28日から平成29年1月27日までの期間については、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づき、平成29年1月28日から平成30年7月25日までの期間については、同法第81条の2の規定に基づき、産前産後休業及び育児休業等に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できることから、上記産前産後休業を開始した日の属する月から育児休業等を終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われなため、同法第75条本文の規定は適用されない。

また、請求期間②は、厚生年金保険法第81条の2の2及び同法第81条の2の規定に基づき、保険料の徴収が行われないものの、標準報酬月額の随時改定及び定時決定の対象となるが、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳によると、当該期間は標準報酬月額の随時改定に該当しないこと及び平成29年の定時決定の基礎となる月は無給であることから、請求期間②においては、平成28年の定時決定による標準報酬月額が適用されることとなる。

以上のことから、請求者の請求期間②に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を44万円として記録することが必要である。